

介護老人福祉施設 もみの樹園
身体的拘束等の適正化のための指針

1 身体的拘束等に関する定義

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束等禁止の規定

サービス提供にあたっては、入居者及び利用者等(以下「入居者等」という)の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他の入居者等の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

入居者等個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の三つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

①切迫性 …本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性 …身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束等を行う場合には、以上の三つの要素をすべて満たすことが必要となる。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む(4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る(5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける(6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける(7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する(8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる(9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る(10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる(11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する |
|--|

2 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束等は、入居者等の生活の自由を制限することであり、入居者等の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、入居者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが、身体的拘束等に関する定義や身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束等をしないケアの実施に努めていく。

(1) 身体的拘束等の原則禁止

当施設においては、原則として身体的拘束等及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合

本人または他の入居者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、身体拘束等適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体的拘束等による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人及び身元引受人(その家族)への説明・同意を得て行っていく。

また、身体的拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努めていく。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組んでいく。

- ① 入居者等の利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めていく。
- ② 言葉や応対などで、入居者等の精神的な自由を妨げないように努めていく。
- ③ 入居者等の思いを汲み取り、入居者等の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 入居者等の安全を確保する観点から、入居者等の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。
万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等適正化検討委員会において検討していく。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為をしていないか、常に振り返りながら入居者等に主体的な生活をしていただけるように努めていく。

3 身体拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置

当施設では、身体的拘束等の適正化や身体的拘束等の防止に努める観点から、身体拘束等適正化検討委員会を設置します。

(2) 検討事項

- ① 身体的拘束等の指針や様式の整備に関すること
- ② 施設内での身体的拘束等の廃止及び適正化に向けた取り組みについての現状把握および改善についての検討
- ③ 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ④ 身体的拘束等を実施した場合の解除の検討

- ⑤ 事例の状況や背景、発生原因や記録等、結果から分析を行い、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
 - ⑥ 委員会で検討した事例及び分析結果を職員へ周知徹底する
 - ⑦ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること
- (3) 身体拘束等適正化検討委員会の構成員

本委員会は、デイサービスセンターもみの樹園(以下、事業所)と合同で実施する。

当施設の管理者(施設長、不在時は事務長)、生活相談員、看護職員、介護支援専門員、管理栄養士、介護職員、リハビリ担当者、事業所の職員を委員とし、本委員及び各課の所属長を「身体的拘束等の適正化に関する措置を適切に実施する為の担当者(以下、担当者)」とする。

※ 本委員会の運営責任者は、当施設の管理者(施設長)とし、委員長は同施設の生活相談員が担い、身体的拘束等の適正化を担当する。

(4) 身体拘束等適正化検討委員会の開催

- ・3月に1回定期開催とする(5月・8月・11月・2月)
- ・必要時には随時開催とする。

4 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての従業員に対して、入居者等の人権を尊重したケアの励行を図るとともに、身体的拘束等適正化に関する基礎的な内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修の実施(原則年2回)
- (2) 新任者に対する身体的拘束等のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 本研修の記録については、2年間保存する。

5 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等を行う場合には、次章【6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針】の手続きに基づき入居者等の身元引受人(その家族)に速やかに説明し、報告する。

施設内において、職員は他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで施設長に報告する。当該報告を受けた施設長は、身体的拘束等を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握を行う。

身体的拘束等の事実が発覚した場合は、速やかにご本人及び身元引受人(その家族)に謝罪し、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行う。

6 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人または他の入居者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心として、各関係部

署の代表が集まり、拘束による入居者等の心身の影響や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束等を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認する。

要件を検討・確認した上で、身体的拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間などについて検討し、本人及び身元引受人(その家族)に対する説明書を作成する。また、身体的拘束等の解除に向けた取組みや改善方法等の検討会を早急に行い、実施に努めていく。

(2) 本人や身元引受人(その家族)に対しての説明

身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めていく。

また、身体的拘束等の同意期間を越え、なお拘束を必要とする場合については、再度、状況等を説明し、同意を得た上で実施していく。

(3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束等に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していく。

その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

上記(3)の記録を含めて再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を解除する。その場合には、身元引受人(その家族)に報告する。

7 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は事務所1階に保管し、入居者等及び身元引受人(その家族)がいつでも自由に閲覧することができる。

8 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

施設内研修会の他、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により開催される権利擁護や身体的拘束等に関する研修等には参加し、入居者等の権利擁護と身体的拘束等の適正化が図れるように、常に研鑽に努めていく。

9 指針等の見直し

本指針等は、委員会において必要に応じ、改正するものとする。

附則

本指針は、平成30年4月1日より施行する。

本指針は、令和1年12月1日に改正する。

本指針は、令和6年3月31日に改正する。